

## 確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は  
1 から 3 のとおりです。

令和 6 年 4 月 26 日

広島県知事 湯崎 英彦

工事（業務）名	県営高陽住宅 22、25 号館外壁改修その他工事
入 札 方 式	一般競争入札（事後審査型）
業 種 種 別	建築一式工事
公告日又は指名通知日	令和 6 年 4 月 12 日
入 札 日	令和 6 年 5 月 15 日、16 日
開札予定日	令和 6 年 5 月 17 日

- 1 公告変更（様式 2）  
1 件（配置予定技術者の資格等）
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式 3）  
なし
- 3 修正事項等（様式 4）  
なし

# 公 告

令和 6 年 4 月 12 日付け公告「県営高陽住宅 22、25 号館外壁改修その他工事」の「2  
入札参加資格 技術要件 (7) 配置予定技術者 イ資格等」を次のとおり変更する。

令和 6 年 4 月 26 日

広島県知事 湯崎 英彦

## 【変更後】

- 「2 入札参加資格 技術要件 (7) 配置予定技術者 イ資格等」

それ以外の場合は、(1)アの業種について建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する者

(1 級若しくは 2 級建築士又は 1 級若しくは 2 級建築施工管理技士に限る。)

# 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号。以下同じ。）第16条の規定により公告する。

入札者は1から5の個別事項ほか別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

なお、本件は、広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

令和6年4月12日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 1 発注内容等

(1) 工事名	県営高陽住宅22、25号館外壁改修その他工事
(2) 工事場所	広島市安佐北区落合三丁目16―22ほか
(3) 工事概要	外壁改修工事、防水改修工事 22号館 鉄筋コンクリート造 地上5階建 延床面積1,538.60㎡（30戸） 25号館 鉄筋コンクリート造 地上5階建 延床面積1,026.10㎡（20戸）
(4) 工期（予定）	工事着手日から197日間（約7か月）
(5) 予定価格	72,305,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
(6) 落札者の決定方法	建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱による低入札価格調査制度対象（変動型調査基準価格適用案件） 総合評価落札方式適用（実績評価型）（別記「総合評価落札方式に関する事項」による。）
(7) 入札保証金	免除（広島県契約規則第14条）
(8) 契約保証金	納付（共通事項20）
(9) 契約後VE	対象（共通事項17）
(10) 資格要件確認書類	総合評価落札方式適用の場合は、総合評価に係る技術資料とともに提出すること（公告3(5)・(8)及び共通事項7）。それ以外の場合は、開札後に提出を求める（公告3(8)及び共通事項7）。
(11) 契約担当職員	広島県知事 湯崎 英彦
(12) その他	工事着手日選択型契約方式適用（別記「工事着手日選択型契約方式について」による。）

## 2 入札参加資格

共通事項4(2)に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件		
(1) 令和5・6年度 広島県建設工事等 入札参加資格	ア 認定が必要な業種	建築一式工事
	イ 格付等級	A又はB
(2) 営業所（建設業法第3条第1項）の所在地	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町、山県郡安芸太田町、北広島町又は豊田郡大崎上島町に主たる営業所を有する。	
(3) 年間平均完成工事高	2(1)アに定める業種について1(5)に掲げる予定価格以上	
(4) 特定建設業許可の要否	建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。	
(5) 設計業務等の受託者（右欄の者）でないこと 又は当該受託者と資本金及び人事面において 関係を有さないこと	株式会社近代設計コンサルタント	

技術要件	
(6) 元請施工実績	
ア 種類（及び規模）	鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造による建築一式工事で新築工事、改築工事、増築工事又は改修工事
イ 完成検査・引渡	平成 21 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 11 日までの間に完成検査を受け又は完成し引渡していること。
(7) 配置予定技術者	
ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。
イ 資格等	建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士）で監理技術者の資格を有する者。 それ以外の場合は、(1)アの業種について建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する者（1 級若しくは 2 級建築士又は 1 級若しくは 2 級建築施工管理技士に限る。）
ウ 経験	(6)ア（規模要件を除く。）、イを満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。

- (注) 1 (3)は(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。
- 2 (5)の資本金及び人事面における関係とは次の場合をいう。
- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する。
  - ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。
- 3 (6)(7)が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率 20%以上のものに限る。

### 3 入札日程等

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1) 設計図書の閲覧	令和 6 年 4 月 12 日から 令和 6 年 5 月 14 日までの毎日（休日を除く。） 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	広島県土木建築局都市計画課 （広島市中区基町 10-52）
(2) 設計図書の販売	令和 6 年 4 月 12 日から令和 6 年 4 月 19 日まで	※指定店の所在地、休業日等は共通事項 3 を参照。
(3) 設計図書に係る質問	令和 6 年 4 月 12 日から 令和 6 年 5 月 2 日までの毎日（休日を除く。） 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	(1)に同じ 書面を F A X 又は持参により提出
(4) 質問に対する回答書の閲覧	令和 6 年 5 月 14 日までの毎日（休日を除く。） 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	(1)の場所において閲覧に供する。 広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。
(5) 総合評価に係る技術資料の提出	令和 6 年 4 月 12 日から 令和 6 年 5 月 16 日までの毎日（休日を除く。） 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	書面で封筒に封入して持参、又は電子入札システムにより入札書と同時に提出（書面を提出する場合の提出場所は(1)に同じ。）
(6) 入札	令和 6 年 5 月 15 日午前 9 時から 令和 6 年 5 月 16 日午後 4 時 30 分まで ※電子要領に規定する書面参加を行う場合は、 令和 6 年 5 月 15 日午後 4 時 30 分から 令和 6 年 5 月 16 日午前 9 時までを除く。	電子入札 （電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所は(1)に同じ。）
(7) 開札	令和 6 年 5 月 17 日午前 10 時	(1)に同じ
(8) 資格要件確認書類の提出	(5)に同じ	総合評価に係る技術資料及び資格要件確認書類を書面で封筒に封入して持参、又は電子入札システムにより入札書と同時に提出（共通事項 7）  （書面を提出する場合の提出場所は(1)に同じ。）

--	--	--

(注) 休日とは、広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日をいう。

#### 4 工事費内訳書（共通事項2）

共通事項2(1)に掲げる、予定価格及び入札金額により県が求める記入内容について記入し、県が定める【様式第1】工事費内訳書（表紙）に入札者の商号又は名称、工事名を記入して提出すること。

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>様式集

#### 5 問合せ先

(1) 工事等（入札参加資格、工事費内訳書、総合評価に係る技術資料等を含む）に関する問合せ先

広島県土木建築局営繕課（広島市中区紙屋町一丁目1-20 いよぎん広島ビル 電話082-513-4191）

(2) 入札手続に関する問合せ先

広島県土木建築局都市計画課（広島市中区基町10-52 電話082-513-4112）